

令和3年1月15日

保護者 様

県立豊岡高等学校  
校長 今井 一之

緊急事態宣言を踏まえた本校における対応について（お知らせ）

先日、兵庫県等を対象に緊急事態宣言が発出されました。本校におきましても、以下に掲載の教育長通知概要により感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ教育活動を行います。

## 記

### 1 教育活動

(1) 感染のリスクが高いとされている活動は行わない。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（受験及び就職活動を除く）を行わない。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護等を含めた感染防止対策を徹底する。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・感染のリスクが高いとされている活動（長時間対面形式となるグループワーク・近距離で一斉に大きな声で話す活動、室内で近距離行う合唱及びリコーダー等の演奏、近距離で活動する調理実習、生徒が密集する運動・近距離で組み合ったり接触したりする運動等）は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。（学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置）

・生徒は、20 時以降の不要不急の外出を自粛する。

## 2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。

また、活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

(2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。

## 3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進